

# 保健福祉常任委員会

令和3年12月9日（木）



## 保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和3年第4回定例会  
招集日時 令和3年12月9日(木) 午前10時  
招集場所 議場

出席委員 7名  
委 員 長 甲 斐 徳之助  
副 委 員 長 加 川 裕 美  
委 員 柳 井 哲 也  
" 須 藤 京 子  
" 市 川 圭 一  
" 藤 田 尚 美  
" 北 島 登

欠席委員 なし

出席説明員  
副 市 長 滝 本 昌 司  
保健福祉部長 内 藤 雪 枝  
保健福祉部次長 飯 野 喜 行  
保 育 課 長 橋 本 早 苗  
医療年金課長 石 野 尚 生

議会事務局出席者  
書 記 大 野 恵 子  
書 記 田 上 洋 子

## 令和3年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 保健福祉常任委員会

- 議案第 56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 58号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

午前10時00分開会

○甲斐委員長 皆様、改めましておはようございます。

ただいまより保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、保育課長、医療年金課長であります。書記として大野さん、田上さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第58号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第56号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第56号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○橋本保育課長 保育課の橋本です。どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第56号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

資料の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴いまして、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するものです。

改正による変更点は、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応を可能とした内容の包括的な規定を追加するものとなっております。

なお、第5条第38条の重要事項説明につきましては、従来から電磁的方法により行うことが認められていましたが、今後はほかの手続等と併せ、新設の第53条を根拠として認められることとなります。

この改正によりまして、事業者の業務負担軽減や、保育所等を利用する保護者の利便性の工場が期待されます。

以上となります。

○甲斐委員長 これより議案第56号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。須藤委員。

○須藤委員 今回の改正点、今課長のほうから御説明をいただいたわけですが、これによってこうした保育施設が電磁的な利用ができるということは、理由にも述べられてありましたように負担軽減という意味でこれは有効なのかなというふうに考えております。そこで、これまでまだ書面等で行わなければいけなかった申請等、それはこういう改正によりどのくらいの負担軽減になるのかというようなことと、それからこうした保育施設は多分小さいところが多いように思うんですけれども、そういう施設がこうした申請等が可能になり、また保護者等との関係も電磁化されるということに関しての経費、費用、その辺が財政的な意味では補助というようなものがあるのかどうか、その2点について伺います。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず1点目、どのくらい負担の軽減になるかということですが、これは園で作成する書類とかそういったものになるんですけれども、実はもうおそらくデジタル化というのは大分進んでいまして、今回のこの改正によりまして、書面がなくてもいいというようなこととなりますので、そこは園の判断にはなると思うんですが、電磁的な記録だけを残すということであれば大分負担の軽減にはなるのかなと。すみません、細かい数字は申し上げられないんですけれども、そういった内容になるかと思えます。

また、デジタル化の導入につきましては、民間の保育園に対しましては業務改善のICT化の補助金というのがございますので、そちらを活用していただくようになると思います。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 今の時代ですから、ほとんど実はそういう電磁化が進んでいるというふうに私も思っております。それで、そうすると保存する資料の形態が変わってくるというように、例えば保存する資料、役所的に言えば5年間はこの資料、紙ベースでいえばキャビネットのところに入っていたみたいなのがございますよね、今後その園でのそうした文書なりの保管も電磁化でいいというようなことであれば、そうした文書保管とかという面においても、管理等をきちんとしておれば、紙ベースでどこかに置いておかなければいけないというようなことではないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 そうですね、電磁形態で保存ということが可能になると思います。

○甲斐委員長 ほかにございませんか。北島委員。

○北島委員 石原委員に続いて、電磁的に、ぶっちゃけネットでぽんとやれるとかそういうことになると思うんですが、その際本人確認というのはどのようにやるのか、例えば電子的な印鑑、サイン、そういったものはあるのかどうか。つまり、なりすましやセキュリティーの問題回避のためにそういうことも考えておく必要があると思うんですが、どのように考えているかお願いします。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 セキュリティーに関してですけれども、まだこれから運用に関しては細かく詰めていく必要があると思うんですが、現在のところは園と保護者のやり取りが直接メールで行っ

ているとか、そういった書類のやり取りが電磁的に行うことができる場所でまずは動いていると思います。セキュリティーについてはまたこれから検討が必要になるかと思います。

○甲斐委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 次に、議案第57号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第57号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○橋本保育課長 では、議案第57号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものとなります。

改正による変更点は、事業者が作成、保存を行う書、記録等につきまして、電磁的方法による対応も可能とする条文を加えるものとなっております。

この改正によりまして、事業者の業務負担軽減等が期待されます。

以上となります。

○甲斐委員長 これより議案第57号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 ないようなので、以上で議案第57号についての質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第58号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第58号についての提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療年金課の石野です。よろしく願いいたします。

議案第58号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正による変更点は、令和4年1月1日以降の分娩について、出産育児一時金の支給額40万4,000円を40万8,000円に引き上げるものです。

これは令和4年1月1日以降の分娩分から産科医療補償制度が見直され、分娩1件ごとの掛金が現行の1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなりました。牛久市では国民健康保険条例第6条で出産育児一時金を、また国民健康保険条例施行規則第44条が必要があると認めるときに加算することとされている額として産科医療補償制度の掛金に相当する額を規定しております。現行では条例分、施行規則分合わせて総額42万円となっております。この規則で規定されている産科医療補償掛金分の4,000円の減額をそのままにしてしまいますと、総額42万円という出産一時金の総額が減ってしまうこととなりますので、条例に規定されている出産一時金の支給額40万4,000円を40万8,000円に引き上げることによりまして、総額を維持しようとするものでございます。

以上です。

○甲斐委員長 これより議案第58号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。須藤委員。

○須藤委員 今回の改正、出産育児一時金は国のほうの制度改正によって行われるということで、毎回そのときに予定されるということでは理解しております。これは国のほうから決まってくるものですので、それに合わせて市町村が改正しなければいけないということですから、それに関しては意見というものはないんですけども、ちなみに議会でも以前に子育て支援というようなことで、現状の出産育児のときにかかる分娩費用と、この40万8,000円なりの間の差というのがどんどん広がっているような状況、そういう実態に合わせて独自策というようなことでも何か議会のほうでも申し上げたということもあると思うんですけども、そういう制度、もし実態の分娩費に見合うような政策をとということでは、この医療費、こちらのほうの制度というのはここを変更するとか、そちらに合わせるような対策を立てるという対象とはならないというふうに考えるべきものなのではないでしょうか。ほかのところの子育て支援という形でもしそういう差を埋める制度というのが必要だと判断したら、ほかの制度を使うべきというふうに考えるべきでしょうか。ほかの自治体の中でそうした大きな乖離があったときに、子育て支援というような名目でこの部分というのを補完しているようなところというのは、医療年金課では把握しているかどうか分からないんですけども、そういう点ではいかがでしょうか。もし分かればお示しをいただきたいと思います。

実はもう市内にある大きな産科病院が閉めるというようなお話を聞いたりしております。そうすると、一層牛久の中での妊婦さんはまた大変な状況に置かれるということを考えて、何らかの支援が必要ではないかなということをおもったものですから、ここで申し上げていいものかどうかちょっと迷ったんですけども、お聞かせいただきたいと思います。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 須藤委員がおっしゃりましたとおり、出産に要する費用は全国平均でも46万円程度、それから公的病院に限っても44万円程度と、今現在公費で出産一時手当金として支給している42万円よりも多い金額がかかっているのが実情でございます。しかしながら、国保の出産一時金に関しましては、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令という国で定めた法に基づきまして金額が40万4,000円とそれにプラスして厚生労働省が認めた脳性麻痺に対する保険料、いわゆるこれが産科医療補償になるんですけども、こちらの分が加算することができるという法に基づいて条例等をつくってございますので、牛久市の国保の中でその分の上乗せというのは、この中ではちょっと難しいところがございます。福祉部全体としまして、例えば子育て施策というような形での交渉というのは検討できるかもしれませんが、ちょっとこの国保の制度の中では難しいと考えてございます。

以上です。

○甲斐委員長 保健福祉部次長。

○飯野保健福祉部次長 今回の須藤委員さんからの質問にもありました、妊婦の出産までの経費の



部分ですけれども、今医療に含めているマル福の妊婦さんについてのマル福の制度とか、そういった部分もある程度拡大できるかというかそういったものの検討も必要ですし、あるいは母子手帳をもらってから出産までの妊婦の検診に関してもさらに充実できるところがあるかどうか、そういったものも踏まえて検討が必要になるんじゃないかなと思っています。この出産一時金も今課長が答弁したように、ちょっと実際の経費とはそれに足りない部分も若干あるというのはありますから、その出産にかかる妊婦の経費負担を軽減する、その側面のところの制度もちょっと見直しといいますか検討も必要かなと思っています。

以上です。

○甲斐委員長 ほかに。市川委員。

○市川委員 お願いします。

須藤委員と少し同じような趣旨にはなるんですけれども、実際にかかる費用と多少なりとも開きがあるということで、ただ安心して出産をして子育てをしていくためには、今後自然増というのが大変厳しくなっている中で、子育ての充実した環境をつくっていくということは、自治体が生き残っていく中での一つの重要な施策だと思うんですね。直接医療機関のほうに振り込まれるということで、それに関しては安心して産めるのかなとは思っています。ただ、それに関わる前後の費用というのも結構ばかにはなりません。ですので、子育て施策の一環として、やはり国保の中では限界があると思いますので、独自施策として。牛久市はそういう部分では小児関係の予防接種にしろ何にしろ、近隣に比べてすごく接種率も高く、非常に小児科の先生方からは牛久市は大分頑張っているよねというふうな評価は多分皆さんも聞いていると思うんですね。ですので、より安心して産めるような環境づくり、これも自治体の務めだと思いますので、今後少しでも差を埋められるような独自の施策というのをある程度全面的に打ち出して、地域間競争に勝つのも一つの今後の重要な課題だと思いますので、今この中で42万という中のを埋めるというのはこれはすごく大事なことです。今後これにプラス少しでも実際に出てくる費用との差を少しでも埋めていただいて、子育て環境が充実できるような、安心して産んで牛久市でそのまま成人までを迎えて、牛久市の人口増に少しでも立てるような住民施策、子供の数が減ってきている中ですから、より自治体間との差が出てくると思うので、やはりそういうところでは若いお父さんお母さんが選ぶ基準の一つにもなると思いますので、ちょっと質問になっているのかどうかなんですけれども、その点は今後もさらなる努力をしていただいて、よりよい環境づくりをしていっていただきたいというふうに思います。質問にはなっていないかもしれないね。ただ、現実の今出ている産婦人科医、なくなってくるとなるとそこも一つマイナスの大きな要素ですので、その埋めるところを、逆に牛久市はこれだけの充実した環境がありますよというのもまた一つのプラス材料になると思うので、そこら辺は今後、来年度に当たってそういう計画がもしあるのであれば、今の段階でお示しできることがあればちょっと示していただければなと思います。

○甲斐委員長 保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 ただいま市川議員がおっしゃったように、妊産婦に対する子育て施策というのは非常に重要なことではないかなというふうに考えております。

次年度に検討しているかという御質問なのですが、実際問題次年度にプラスアルファで何かをするというような計画は、現在のところは立ててはおりません。

出産費用につきましては、非常に幅がございます。これは保険診療ではないので、医療機関が独自に決めた金額というような形になるんですね。実際、これは基準になるかどうか分からないんですけども、生活保護で最低基準ということになってしまいますが、出している出産費用の上限は34万5,000円というふうにお聞きしておりますので、それでも出産できる病院が近くにあるというふう聞いております。それが比較になるかどうかとこれはまた別問題なんですけれども、適正な出産費用に関する助成ということに関しては、今後も引き続き検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○甲斐委員長 よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 なければ、以上で執行部提案議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして保健福祉常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時25分閉会